

株式会社 よみうりランド

遊びを、まん中に。

第96回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月18日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都文京区後楽1丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階 天空

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告	33
株主総会参考書類	39

本年は、株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



(証券コード9671)
2020年6月1日

株 主 各 位

東京都稲城市矢野口4015番地1
株式会社 **よみうりランド**
代表取締役
社 長 杉 山 美 邦

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、可能な限り事前に書面（郵送）によって議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

※本株主総会にご出席を検討されている株主様は、2頁に記載の「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区後楽1丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階 天空
3. 目的事項
報告事項
 1. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役11名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、法令及び定款第20条の規定に基づき、添付すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上のウェブサイト（<https://www.yomiuriland.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」②計算書類の「個別注記表」
- したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.yomiuriland.co.jp/ir>）において、修正後の内容を開示いたします。

<新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ①本株主総会にご出席される株主様におかれましては、当日までの流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ②当日は、受付前にてアルコール消毒液のご案内及びサーモグラフィー等にて株主様の体温を測定させていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合があります。
- ③株主様同士の席の間隔を確保するため、十分な席数をご用意できない可能性があります。
- ④本株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ⑤お土産及びウェルカムドリンクのご用意はありません。
- ⑥その他本総会会場内におきましても、感染予防のための措置を講じる場合があります。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yomiuriland.co.jp/ir>）にてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(※) 記載金額(消費税等抜き)は、原則として百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦により輸出が伸び悩む中、消費増税の影響で一般機械や自動車などの製造業の業績が低下した一方、ソフトウェア投資の拡大を背景に情報サービスなどの非製造業は堅調に推移しました。当社グループの関連する業界に影響を及ぼす個人消費については、改元に伴い10連休となったゴールデンウィークや消費増税前の駆け込み需要の押し上げ効果があったものの、長梅雨や台風の影響により低迷しました。さらに2020年2月以降、新型コロナウイルスの感染拡大が国内の経済活動全般に深刻な打撃を与えており、先行きが不透明な状況にあります。

このような状況の下、2019年9月に創業70周年を迎えた当社グループは、2019年2月に策定した成長戦略「飛躍」(2019～28年度)に基づき、遊園地、公営競技の施設提供、ゴルフ場の3大事業のさらなる発展に向け、既存事業の一層の充実や成長戦略に繋がる設備投資に積極的に取り組んでまいりました。また、新ブランドスローガン「遊びを、まん中に。」の対外的発信の強化や各事業所での70周年記念イベントの開催により、さらなる企業認知度向上に努めてまいりました。

遊園地では、冬の風物詩となったイルミネーションイベント「ジュエルミネーション」が10周年を迎え、過去最多の650万球を使用して全エリアをリニューアルしたほか、10週連続で約800発の花火とコラボレーションした豪華絢爛な噴水ショーを開催し、多くのお客様で賑わいました。3月には、成長戦略「飛躍」のスーパー遊園地構想の第一弾として、遊園地に隣接する日本庭園に新感覚フラワーパーク「HANA・BIYORI」をオープンしました。約17,000本の季節の花々や関東最大級となる300鉢を超えるフラワーシャンデリア(吊り花)、常設では日本初となる花とデジタルが融合したアートショーなど、エンタメ要素を多数盛り込んだ新たな植物園として展開していきます。

夏のプールWAIは、梅雨明けの遅れの影響があったものの、8月は過去最多の入場者数を記録しました。

川崎競馬及び船橋競馬は、引き続き地域と連携して来場促進イベントを開催したほか、業界が推進する強い馬作りに向けて、小向厩舎管理棟新築(川崎)や調教用多目的馬場新設(船橋)などの設備投資を積極的に実施しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で3月の本場開催が無観客開催となったものの、好調なインターネット投票に支えられ、年間の勝馬投票券の購入額

に相当する売上高は、それぞれ前年度に記録した過去最高額を更新しました。

これらの結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月下旬から3月末までの大半で遊園地やキッズ施設の営業を休止したものの、当連結会計年度における売上高は222億3,800万円（前年度比1.3%増）となりました。営業利益は、整備費や減価償却費などの増加に伴い、31億2,200万円（同4.3%減）、経常利益は、33億7,200万円（同4.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、21億1,800万円（同9.4%減）となりました。

次にセグメント別の概況をご報告いたします。

① 総合レジャー事業

[遊園地部門]

遊園地は、冬の風物詩となった世界的照明デザイナー石井幹子氏プロデュースのイルミネーションイベント「ジュエルミネーション」を、初めて年度をまたいで開催しました。春休みは「夜桜ジュエルミネーション」、10連休となったゴールデンウィークは「新緑ジュエルミネーション」と題し、多くのお客様で賑わいました。新元号が発表された4月には、名前に新旧の元号の漢字が入った方を入園無料にする「新元号キャンペーン」、ゴールデンウィークには「全国ご当地&肉グルメ祭」や「超お笑いLIVE 10連発」など話題性のあるイベントを開催し、多数のパブリシティの獲得につながりました。6月には恒例のほたる観賞イベント「ほたる・ねぶたの宵」を開催し、幻想的なほたるの光とともに勇壮華麗な青森ねぶたの灯りをお楽しみいただきました。さらに夏は、ものづくりが体感できる「グッジョバ!!」エリアにおいて、水を掛け合う参加型イベント「ビッジョバ!!」の開催や、お子様向け水遊び場「チビッジョバ!!」を新設したほか、8種のものづくりが体感できる「夏休みワークショップセレクション」などを開催し、親子三代で楽しめる空間としての魅力向上に努めました。秋には、日本テレビのお天気キャラクターとのコラボレーションイベント「そらフェス in よみうりランド」や、創業日を入園無料などにした「創業70周年ありがとうキャンペーン」、「よみうりランドハロウィン〜クレイジーホラーナイト」などを開催し、好評を博しました。

10月下旬からは、10年目を迎えた「ジュエルミネーション」の新シーズンが開幕しました。ギリシャ神話をテーマに、過去最多の650万球のイルミネーションで彩られた幻想的な12の新エリアが登場。最高神ゼウスの宮廷をイメージした高さ25mの光の山「オリンポス・サミット」や、レーザーと炎の演出を追加した毎年大好評の噴水ショーがお客様を魅了しました。3月には遊園地に隣接した日本庭園に新感覚フラワーパーク「HANA・BIYORI」をオープンしました。屋外エリアでは、約17,000本の季節の花に囲まれて散策が楽しみいただけるほか、温室内では、関東最大級となる300鉢を超えるフラワーシャンデリアや日本で初めて常設となる花とデジタルが融合したアートショーで幻想的な世界を表現しています。

以上のように季節ごとに様々なイベントを展開し集客を図りましたが、長梅雨の影響や休日に悪天候が多かったこと、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2月下旬から3月末までの大半で遊園地が臨時休園となったことなどにより、年間を通じた入園者数は減少しました。

夏のプールWAIは、恒例のダンス放水ショー「ダンスプラッシュ!!」やスタッフによるシンクロショーに加え、マスコットキャラクター「グッド」のフィギュアを使った新企画「ぶかぶかグッドくんレース」が好評を博し、連日賑わいをみせました。7月中旬からは、前年より規模及び期間を拡大してナイトプール営業をおこない、幅広い時間帯でお客様にお越しいただき、8月は過去最多の入場者数を記録しました。しかしながら、前年に比べ梅雨明けが1か月遅れたことなどが影響し、期間を通じた入場者数は減少しました。

ゴルフ練習場「よみうりゴルフガーデン」は、丘の湯周辺や季乃彩、SNSでの宣伝強化に加え、夏季の閑散期対策として朝7時からの早朝営業などを実施し、集客に努めました。さらにターゲットグリーンのカップ新設やロビーなどの環境改善をおこなった結果、遊園地の渋滞緩和を目的とした臨時休場日の増加や10月の台風の影響があったものの、入場者数は前年並みとなりました。

温浴施設「丘の湯」は、桜の開花期間が長く続いたことや「ゴールデンウィークスタンプリー」の開催、広島や福島、岐阜をテーマにしたご当地フェアが集客に寄与しました。しかしながら、遊園地からの集客が低調だったことや10月の台風、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、入場者数は減少しました。丘の湯プラザの中華レストラン「天安」は、恒例のほたる観賞イベントに関連したディナーイベントを初めてオーダーバイキング形式で実施し、好評を博しました。

温浴施設「季乃彩（ときのいろどり）」は、檜風呂に季節の花やフルーツを浮かべる「彩湯（いろどりゆ）」が引き続き好評で、さらに積極的な広告展開や近隣宿泊施設への営業などにより集客に努めました。しかしながら、10月の台風や新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、入場者数は減少しました。

親子向け屋内遊戯施設「キドキドよみうりランド店」は、改元を記念した手形イベントを開催したほか、遊園地と連携して園内やゴンドラでの宣伝を強化しました。

商業施設「グランツリー武蔵小杉」内の「あそびのせかいグランツリー武蔵小杉店」は、季節ごとのファミリー向けイベントや5月にテレビで放映されたことが反響を呼びました。

商業施設「プライムツリー赤池」内の「あそびのせかいプライムツリー赤池店」は、夏向けの人気商品の体験イベントなどを開催しました。しかしながら3店舗とも、10月の台風及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月下旬から3月末までの大半で臨時休業となったことなどにより、入場者数は減少しました。

以上の結果、遊園地部門の売上高は、51億9,900万円（前年度比13.9%減）となりました。

〔公営競技部門〕

川崎競馬は、前年度比1日増となる64日開催されました。6月の重賞「関東オークス」や1月のビッグレース「川崎記念」は、それぞれ前年に記録した勝馬投票券の購入額に相当する売上高（以下、売上高）の過去最高額を更新するなど盛り上がりを見せました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月は無観客での開催となったものの、インターネット投票が好調に推移し、年間総売上高は3年連続で過去最高額を更新しました。イベント面では、5月に「100円ビールフェス」、7月に野外映画上映会「ねぶくろシネマ」、11月末に「かわさきパンマルシェ」などを開催し、川崎競馬のさらなる魅力向上に努めました。12月19日には、当日の11レースを当社関連施設にちなんだ冠名にして開催し、創業70周年のPRをおこないました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止策として2月末より場外発売が中止となったため、南関東の他場（船橋・大井・浦和）開催の場外発売は前年度比13日減となる187日の実施、JRAの場外発売施設「ウインズ川崎」は、前年度比12日減となる95日の実施となりました。

船橋競馬は、前年度比3日増となる59日開催されました。5月開催は、6年振りにゴールデンウィークから外れた日程となったものの、インターネット投票の伸長により、ビッグレース「かしわ記念」は売上高の過去最高額を更新し、1日及び1開催の総レース売上高においても過去最高額を更新しました。年間総売上高は、川崎競馬同様3年連続で過去最高額を更新しました。また、近隣商業施設共催の「おうまフェス」の拡大開催や入場門のリニューアル、ビギナーズカウンターを備えた「ハートビートセンター」の設置で、船橋競馬の魅力向上及びサービス向上を図りました。

なお、川崎競馬同様2月末より場外発売が中止となったため、南関東の他場（川崎・大井・浦和）開催の場外発売は前年度比13日減となる194日の実施、JRAの場外発売施設「J-PLACE船橋」は、前年度比7日減となる45日の実施となりました。

複合型場外発売施設「サテライト船橋・オートレース船橋」での発売は、新型コロナウイルス感染拡大防止策として2月末より営業中止となったため、サテライト船橋が前年度比35日減となる328日の実施、オートレース船橋が前年度比30日減となる323日の実施となりました。10日連続イベントや人気オートレース選手のトークショーを実施し、ファンサービスの向上に努めました。また、沿線車両内に広告を掲出し、さらなる認知度向上を図りました。

以上の結果、公営競技部門の売上高は、80億3,100万円（前年度比23.1%増）となりました。

〔ゴルフ部門〕

東京よみうりカントリークラブは、2017年7月に導入した乗用カート効果により、引き続き予約は好調に推移するなか、会員の親睦を目的とした「よみうりプロアマ」や「ファミリーダブル

ススクランブル大会」、創業70周年を記念した自主コンペなどを開催し、さらなる集客を図りました。12月に開催された「ゴルフ日本シリーズ」J Tカップ」は、人気選手がプレーオフの末に優勝を飾り、大変盛り上がりました。施設面では、老朽化が進んでいたクラブハウス男性トイレを全面改修し、顧客満足度向上を図りました。これらの結果、10月の台風や新型コロナウイルスの影響などがあったものの、暖冬にも恵まれ、入場者数は高水準であった前年並みとなりました。

よみうりゴルフ倶楽部は、年間を通じて他場と差別化を図った自主コンペを開催したほか、外部営業を強化し集客に努めました。その結果、2月までの入場者数は前年を上回るペースで推移しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、法人の接待利用及び個人利用の自粛によるキャンセルが相次ぎ、年間を通じた入場者数は減少しました。なお、今年度も遊園地のほたる観賞イベントやジュエルミネーションと連携したディナーイベントをクラブハウスレストランで開催し、好評を博しました。

静岡よみうりカントリークラブは、食をテーマにしたオープンコンペや女性をターゲットにした「レディスゴルフフェスタ」、「ポイント2倍レディスデー」などを実施し、集客に努めました。その結果、10月以降の台風や天候不順、新型コロナウイルス感染拡大の影響などがあったものの、入場者数は前年並みとなりました。

千葉よみうりカントリークラブは、ゴールデンウィークに実施した特別料金営業や来場御礼優待券の配布が好評を博したほか、PGS競技の誘致が集客を後押ししました。しかしながら、記録的な暴風雨となった9月の台風や10月の集中豪雨により、延べ11日間のクローズが発生したことや、新型コロナウイルス感染拡大の影響でキャンセルが相次ぎ、入場者数は減少しました。

以上の結果、ゴルフ部門の売上高は、29億3,600万円（前年度比1.9%減）となりました。

[販売部門]

販売部門の売上高は、長梅雨や新型コロナウイルスの影響で遊園地及び夏のプールの入場者数が減少したことなどにより、31億9,800万円（前年度比10.6%減）となりました。

以上の結果、総合レジャー事業全体の売上高は、その他の収入も含め、205億7,300万円（前年度比2.0%増）、営業利益は41億4,600万円（同0.1%減）となりました。

② 不動産事業

不動産事業の売上高は、11億8,100万円（前年度比0.1%減）、営業利益は7億9,500万円（同6.1%増）となりました。

③ サポートサービス事業

当社の完全子会社であるよみうりサポートアンドサービスのサポートサービス事業の売上高は、連結内部工事の増加などに伴い、58億5,900万円（前年度比58.5%増）、営業利益は2億7,400万円（同17.2%増）となりました。

セグメント別の売上高及び営業利益

区 分	売上高		営業利益	
	金 額	前年度比増減	金 額	前年度比増減
	百万円	%	百万円	%
総合レジャー事業	20,573	2.0	4,146	△0.1
不動産事業	1,181	△0.1	795	6.1
サポートサービス事業	5,859	58.5	274	17.2
セグメント間取引の消去等	△5,375	-	△2,093	-
合 計	22,238	1.3	3,122	△4.3

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は73億8,400万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- 遊園地 グッジョバ!! 拡大リニューアル
- 遊園地 植物園 新築
- 遊園地 立体駐車場 新築

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として短期借入金を12億円調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大が2020年度に入っても終息の兆しが見えず、混乱が続くことが懸念されます。当社も遊園地、温浴施設、キッズ施設の臨時休業、公営競技の無観客開催、ゴルフ場の予約キャンセル及び臨時休業など、2019年度から2020年度にかけて業績に大きな影響が出ています。

このような状況の下、当社グループは全社員が危機感を共有し、それぞれの事業の立て直しに向けて、創意工夫を凝らした営業活動を強力に進めてまいります。また、引き続き2019年2月に策定した、今後10年にわたる新たな経営の道標となる成長戦略「飛躍」（2019～28年度）に基づき、遊園地、公営競技の施設提供、ゴルフ場の三事業を基幹ビジネスとして発展させながら、新規事業にも積極的に取り組んでまいります。

2020年度は3か年の中期経営計画（2019年度から2021年度まで）の2年目となります。中期計画最終年度（2021年度）に連結で売上高256億円、営業利益34億円の目標を達成するには、新規事業を含めて以下の計画事業を順調に稼働させることが前提となります。

遊園地部門では、2020年3月オープンの新感覚フラワーパーク「HANA・BIYORI」及びリニューアルした屋内遊戯施設「グッジョバ!!」の安定的な集客を目指します。遊園地は日本最大の人口を抱える都心に近い立地を生かしながら、独自の集客イベントを展開するほか、夏のプール、秋以降のジュエルミネーションでの集客増に努めます。また、引き続き訪日外国人の集客も強化します。2021年春には「グッジョバ!!」に新アトラクションゾーン「SPACE factory」をオープンします。

健康関連事業では、新規受託による温浴施設を2020年秋にオープンします。

公営競技部門の川崎競馬場では、業界の推進する強い馬づくりに向けて、小向厩舎の調教用多目的馬場の新設や馬房の空調化などの環境改善に取り組めます。船橋競馬場は、大規模施設改修事業の取り掛かりとして、既存スタンドを解体し、新スタンド建設工事に着手します。

ゴルフ部門のよみうりゴルフ倶楽部では、法人平日会員の新規募集を行います。千葉よみうりカントリークラブでは、前年の台風や記録的な集中豪雨で受けた被害の復旧工事を進めます。

当社は、遊園地、公営競技施設、ゴルフ場等を所有し、その運営・賃貸を行う国内でも特色のある総合レジャー・サービス事業会社として、永年にわたり培ってきたノウハウと、ブランドイメージに裏打ちされた様々な経営資源を活用し、更に新しい形態のサービスを模索していきます。また、安全面に万全の配慮をしつつ、コスト削減と業務の効率化を徹底します。同時に、業界全体の動き、社会情勢の変化に目を配り、周囲からの些細な情報にも耳を傾け、お客様に最高の喜びを感じていただけるよう全力で取り組んでまいります。

なお、成長戦略「飛躍」及び「中期経営計画」の詳細は、当社ウェブサイト (<https://yomiuriland.co.jp>) をご参照ください。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 第93期	2017年度 第94期	2018年度 第95期	2019年度 第96期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	21,051	20,921	21,957	22,238
経常利益(百万円)	2,620	2,568	3,537	3,372
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,551	2,623	2,338	2,118
1株当たり当期純利益(円)	461.33	341.19	304.24	275.68
総資産(百万円)	68,312	68,549	67,420	66,283
純資産(百万円)	25,652	27,900	29,124	28,789

(注) 1. 当社は2017年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を実施しております。第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第95期の期首から適用しており、第94期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
株式会社よみうりサポートアンドサービス	50	100	建設業、ゴルフ場管理、ビル管理等
よみうりスポーツ株式会社	10	100	ゴルフ場の運営管理業務の受託
よみうり開発株式会社	60	100	ゴルフ場の運営管理業務の受託

(7) 主要な事業内容

- 総合レジャー事業 公営競技部門…競馬、オートレース及び競輪の競技場等の施設運営
 ゴルフ部門…ゴルフ場の経営
 遊園地部門…遊園地、植物園、ゴルフ練習場、温浴施設、親子向け屋内遊戯施設等の
 経営
 販売部門…食堂、売店の経営
- 不動産事業 不動産の売買、賃貸
- サポートサービス事業 建設業、ゴルフ場管理、ビル管理等

(8) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都 稲城市	遊 園 地	東京都 稲城市
川 崎 競 馬 場	神奈川県 川崎市	HANA・BIYORI	東京都 稲城市
船 橋 競 馬 場	千葉県 船橋市	よみうりゴルフガーデン	神奈川県 川崎市
サテライト船橋・オートレース船橋	千葉県 船橋市	よみうりランド丘の湯	東京都 稲城市
東京よみうりカントリークラブ	東京都 稲城市	稲城天然温泉 季乃彩	東京都 稲城市
よみうりゴルフ倶楽部	東京都 稲城市	キドキドよみうりランド店	東京都 稲城市
静岡よみうりカントリークラブ	静岡県 掛川市	あそびのせかいグランツリー武蔵小杉店	神奈川県 川崎市
千葉よみうりカントリークラブ	千葉県 市原市	あそびのせかいプライムツリー赤池店	愛知県 日進市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社よみうりサポートアンドサービス	東京都 稲城市
よみうりスポーツ株式会社	千葉県 市原市
よみうり開発株式会社	静岡県 掛川市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減
総合レジャー事業	131名	11名
不動産事業	-	-
サポートサービス事業	35	3
全社（共通）	57	-
合計	223	14

(注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員を除く）であります。

2. 不動産事業の従業員数につきましては、本社部門が不動産事業を兼務しているため、全社（共通）に含めております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147名	9名	43歳7ヶ月	15年10ヶ月

(注) 従業員数は就業人員（契約社員を除く）であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	3,371
株式会社横浜銀行	1,624
株式会社三井住友銀行	1,419
株式会社みずほ銀行	363
株式会社三菱UFJ銀行	29

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 29,419,600株
- (2) 発行済株式の総数 7,686,079株（自己株式666,123株を除く）
- (3) 株主数 10,434名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 読 売 新 聞 グ ル ー プ 本 社	1,250	16.27
日 本 テ レ ビ 放 送 網 株 式 会 社	1,124	14.62
株 式 会 社 東 京 ド ー ム	582	7.57
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	382	4.97
大 成 建 設 株 式 会 社	285	3.71
京 王 電 鉄 株 式 会 社	234	3.05
株 式 会 社 読 売 巨 人 軍	201	2.62
株 式 会 社 横 浜 銀 行	163	2.12
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口）	132	1.72
オ リ ン ピ ア 興 業 株 式 会 社	127	1.66

- (注) 1. 当社は2017年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を実施しております。また、同日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。
2. 上記以外に当社所有の自己株式666千株があります。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
杉山美邦	代表取締役社長	株式会社読売新聞グループ本社 取締役 日本テレビホールディングス株式会社 社外取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役 日本郵便株式会社 社外取締役
小山興志	専務取締役	ゴルフ事業担当
中村博	常務取締役	川崎競馬事業担当
小林道高	常務取締役	総務、広報担当
越村好晃	常務取締役	管財担当 株式会社よみうりサポートアンドサービス 代表取締役社長
浦田和慶	取締役	よみうり開発株式会社 専務取締役
菊池剛太	取締役	遊園地事業企画担当
斎藤孝光	取締役	遊園地事業担当
上村武志	取締役	
加藤 免	取締役	
大久保好男	取締役	日本テレビホールディングス株式会社 代表取締役会長 日本テレビ放送網株式会社 代表取締役会長執行役員 株式会社読売新聞グループ本社 取締役 株式会社読売巨人軍 取締役 株式会社読売新聞東京本社 監査役
山口寿一	取締役	株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役社長 株式会社読売新聞東京本社 代表取締役社長 株式会社読売巨人軍 取締役オーナー 日本テレビホールディングス株式会社 社外取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役
村岡彰敏	取締役	株式会社読売新聞グループ本社 取締役副社長 株式会社読売新聞東京本社 代表取締役副社長 株式会社読売巨人軍 監査役 日本テレビホールディングス株式会社 社外監査役 日本テレビ放送網株式会社 監査役
小林利光	常勤監査役	
濱 邦久	監査役	弁護士 日東紡績株式会社 社外取締役 株式会社パロックジャパンリミテッド 社外取締役 塩水港精糖株式会社 社外取締役
児玉幸治	監査役	一般財団法人機械システム振興協会 会長 株式会社東京ドーム 社外監査役
岡田明重	監査役	

- (注) 1. 取締役 加藤 勉、大久保好男、山口寿一、村岡彰敏の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 瀨邦久、児玉幸治、岡田明重の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 加藤 勉、大久保好男、山口寿一、村岡彰敏の各氏及び監査役 瀨邦久、児玉幸治、岡田明重の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 小林利光氏は、長年にわたり当社経理部長として業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 瀨邦久氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 児玉幸治氏は、官庁出身で産業界全般に精通しており、上場企業他社の役員経験も豊富なことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 岡田明重氏は、金融機関での業務経験が豊富なことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 2019年6月20日開催の第95回定時株主総会において、越村好晃、斎藤孝光、村岡彰敏の各氏が取締役に選任され就任いたしました。また、同株主総会終了後開催の取締役会にて、取締役 越村好晃氏は、常務取締役 管財担当に、取締役 斎藤孝光氏は、遊園地事業担当に、それぞれ選定され就任いたしました。
9. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- 取締役 杉山美邦氏は、2019年6月27日付にて日本テレビホールディングス株式会社の社外取締役に、日本テレビ放送網株式会社の取締役に就任いたしました。
- 取締役 越村好晃氏は、2019年6月17日付にて株式会社よみうりサポートアンドサービスの代表取締役社長に就任いたしました。
- 取締役 菊池剛太氏は、2019年6月20日付にて遊園地事業副担当から遊園地事業企画担当に異動いたしました。
- 取締役 大久保好男氏は、2019年6月27日付にて日本テレビホールディングス株式会社の代表取締役社長から代表取締役会長に、日本テレビ放送網株式会社の代表取締役社長執行役員から代表取締役会長執行役員に異動いたしました。
- 取締役 山口寿一氏は、2019年6月27日付にて日本テレビホールディングス株式会社の社外取締役に、日本テレビ放送網株式会社の取締役に就任いたしました。
- 取締役 村岡彰敏氏は、2019年6月27日付にて日本テレビホールディングス株式会社の社外監査役に、日本テレビ放送網株式会社の監査役に就任いたしました。
- 取締役 村岡彰敏氏は、2019年9月10日付にて株式会社読売新聞東京本社の取締役副社長から代表取締役副社長に異動いたしました。
- 監査役 児玉幸治氏は、2019年4月25日付にて株式会社東京ドームの社外監査役を、2019年6月19日付にて一般財団法人機械システム振興協会の会長を退任いたしました。
10. 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|------|-------------------|
| 上席執行役員 | 今泉正浩 | 健康関連事業担当、遊園地事業副担当 |
| 上席執行役員 | 梅溪通生 | ゴルフ事業副担当 |
| 上席執行役員 | 町田茂樹 | 経理、関係会社担当 |
| 上席執行役員 | 藤本昌弘 | 経営企画担当 |
| 執行役員 | 阿部浩知 | プロジェクト推進担当 |
| 執行役員 | 北原 融 | 船橋競馬事業担当 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の最低責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 282百万円 (15名)

監査役 34百万円 (4名)

(うち社外役員32百万円 社外取締役4名、社外監査役3名)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 先
取締役	加 藤 奂	
取締役	大 久 保 好 男	日本テレビホールディングス株式会社 代表取締役会長 日本テレビ放送網株式会社 代表取締役会長執行役員 株式会社読売新聞グループ本社 取締役 株式会社読売巨人軍 取締役 株式会社読売新聞東京本社 監査役
取締役	山 口 寿 一	株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役社長 株式会社読売新聞東京本社 代表取締役社長 株式会社読売巨人軍 取締役オーナー 日本テレビホールディングス株式会社 社外取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役
取締役	村 岡 彰 敏	株式会社読売新聞グループ本社 取締役副社長 株式会社読売新聞東京本社 代表取締役副社長 株式会社読売巨人軍 監査役 日本テレビホールディングス株式会社 社外監査役 日本テレビ放送網株式会社 監査役
監査役	濱 邦 久	弁護士 日東紡績株式会社 社外取締役 株式会社パロックジャパンリミテッド 社外取締役 塩水港精糖株式会社 社外取締役
監査役	児 玉 幸 治	一般財団法人機械システム振興協会 会長 株式会社東京ドーム 社外監査役
監査役	岡 田 明 重	

- (注) 1. 株式会社読売新聞グループ本社及び日本テレビホールディングス株式会社の子会社である日本テレビ放送網株式会社は、当社の自己株式を除く発行済株式総数の10%以上の株式を保有する大株主であります。
2. 株式会社読売巨人軍は、当社との間に、野球場の賃貸などの取引関係があります。
3. 日本テレビ放送網株式会社は、当社との間に、ホールの命名権などの取引関係があります。
4. その他の兼職先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役	加 藤 隼	当期開催の取締役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	大 久 保 好 男	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	山 口 寿 一	当期開催の取締役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	村 岡 彰 敏	取締役就任後開催された取締役会6回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	濱 邦 久	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席、また、当期開催の監査役会7回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	児 玉 幸 治	当期開催の取締役会7回全てに出席、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岡 田 明 重	当期開催の取締役会7回全てに出席、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積り額の算出根拠を精査した結果、これを相当と認めたため、会計監査人の報酬等の額に会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の決定に従い、株主総会に提案する会計監査人の解任又は不再任に関する議題の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等
 - (a) 当社の取締役の職務の執行は取締役会規程に基づくものとする。
 - (b) 当社の代表取締役社長の直轄組織として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）全体におけるリスク評価、内部統制評価などモニタリング機能を高める体制とする。また内部監査室には内部通報制度の窓口機能を持たせ、職務遂行上において法令違反の疑いを感じた場合、当社及びその子会社の使用人において直接相談できる体制をとる。
 - (c) 取締役をはじめとした職務遂行におけるコンプライアンス体制は、当社グループ全体のコンプライアンス体制について定めるコンプライアンス規程に基づくものとし、コンプライアンス推進委員会の設置により、法令違反行為の予防に努める。また、外部顧問弁護士との連携による相談体制を確保するものとする。
 - (d) 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループの会社組織を挙げて、警察等専門機関と連携する十分な体制を構築する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の文書管理規程、機密管理規程に基づき、保存・管理されるものとする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
職務の執行に伴う危険の管理に関しては、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に基づき管理され、内部監査室がリスクの評価、対応策などを社長に提言する。社長は統括責任者としてリスク管理委員会にて検討し、対応方針を決めるものとする。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の業務分掌規程、職務権限規程に基づき効率的な職務の執行を行う。

- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社の使用人の職務の執行は当社の規程に基づくものとする。
 - (b) 重要な職務の執行においては、常勤経営会議による判断・方針に沿うものとする。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役その他これに相当する者（以下、取締役等という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 当社の子会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を子会社に義務づける。
 - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 前記③の体制に準じる。
 - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 当社の子会社管理規程及び子会社の規程に基づき効率的な職務の執行を行う。
 - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 前記①及び⑤の体制に準じる。
 - (e) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 当社の子会社管理規程に基づき適正な業務遂行を行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 取締役会は監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という）を置くことを求めた場合、補助使用人を置く。
- ⑧ 当社の監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 補助使用人は当社及び当社の子会社の業務執行に係る役職を兼務しないものとし、その人事異動及び懲戒処分については、監査役全員の同意を得なければならないものとする。
- ⑨ 当社の監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 補助使用人は監査役の指揮命令に従ってその職務を行い、取締役はこれと異なる指示をすることができないものとする。

- ⑩ 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (a) 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実がある事項及び取締役の不正行為、法令・定款違反行為などを発見した場合、当社の監査役に報告する。
 - (b) 当社の内部監査室は、定期的に当社の監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理及び内部通報等の現状を報告する。
- ⑪ 当社の監査役への報告等をした者が当該報告等をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 前記⑩の報告等を行った者は当該報告等を行ったことを理由として不利な扱いを受けることがないものとし、当社はその旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
 - (b) 当社グループ全体の内部通報制度について定める内部通報規程及び当社グループのコンプライアンスマニュアルにおいて、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないことを明記する。
- ⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、当社の監査役が当社に対しその職務の執行について費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会によって作成される年度毎の監査計画書により、監査を実施する。
 - (b) 監査方法については、取締役会をはじめとする重要な会議への出席による意見の開陳、助言、勧告、重要な決算書類等の閲覧、取締役等からの報告聴取、意見の交換等とする。また、外部の会計監査人との連携による監査立会い及び監査結果、内部監査の実施結果の聴取等、実効的な監査が行われる体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

- (a) コンプライアンス規程に基づき、当社部長及び子会社の役員を構成員とするコンプライアンス推進委員会を開催し、当社の法令遵守の現状を分析いたしました。
- (b) コンプライアンス推進委員会が、当社及び子会社従業員等に対するコンプライアンス意識の普及、啓発を行いました。

② リスク管理体制

- (a) リスク管理規程に基づき、常勤経営会議構成員を委員とするリスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出しと、分析・評価を行いました。
- (b) 内部監査規程に基づき、内部監査室が策定した監査計画をもとに監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告いたしました。

③ 取締役の職務執行

- (a) 取締役会は、取締役13名（うち、独立社外取締役4名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、取締役会規程に基づき業務執行状況の報告と、重要事項の審議・決議を行うとともに、各取締役は業務分掌規程、職務権限規程に基づき職務を執行しました。
- (b) 独立社外取締役は取締役会を通じて、独立の立場から経営の監視・監督を行いました。

④ 監査役の職務執行

- (a) 監査役は取締役会に出席し、経営意思決定の監査をいたしました。
- (b) 常勤監査役は取締役会のほか、常勤経営会議、業務執行会議等の重要会議に出席し経営意思決定の監査をするとともに、重要な事項を監査役会に報告いたしました。
- (c) 常勤監査役は取締役から業務執行の状況について直接聴取を行いました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の15%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2007年2月22日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「2007年プラン」といいます）を導入いたしました。

その後、2007年プランは、所要の変更を行った上で継続され、直近の継続後のプラン（以下、「2016年プラン」といいます）については、2016年6月23日開催の当社第92回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

2016年プランの有効期間は、2019年6月30日までとなっておりますが、当社は、2016年プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、2019年5月10日開催の取締役会において、2016年プランに所要の変更を行った上で、買収防衛策を継続することを決定し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、2019年6月20日開催の当社第95回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、これは本プランに対する理解を容易にすることを目的にあくまで参考として作成したものです。本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2019年5月10日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。

（参考URL: <https://www.yomiuriland.co.jp>）

本プランの概要

① 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されたものです。

② 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記ア又はイに規定される各行為が行われているか否かにかかわらず、当社の特定の株主が当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウについて同じとします）との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が15%以上となる場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、60日間（初日不算入）、それ以外の場合には、90日間（初日不算入）の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会の決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。

③ 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために、独立社外取締役及び独立社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中から委員を選任する独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、2019年6月20日開催の第95回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2022年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、ア) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又はイ) 取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

(a) 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われておりません。したがって、本プランは、本プラン導入時に株主の皆様の権利及び経済的利益に直接に具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

(3) 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

前記 (2) ①に記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであると当社は考えます。特に本プランは、①当社第95回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいており、且つ、その存続が株主の皆様のご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、②対抗措置の発動に際して取締役が独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、③独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、④対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと当社は考えており、また、本プランは、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」を踏まえた内容のものとなっております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,567,506	流 動 負 債	9,398,521
現金及び預金	2,468,934	営業未払金	962,211
受取手形及び売掛金	3,262,719	短期借入金	2,270,000
商 品	62,441	1年内返済予定の長期借入金	2,103,276
未成工事支出金	11,176	未払法人税等	703,156
貯 蔵 品	12,369	賞与引当金	145,526
そ の 他	749,866	そ の 他	3,214,351
固 定 資 産	59,715,823	固 定 負 債	28,095,034
有 形 固 定 資 産	50,855,537	長期借入金	2,444,936
建物及び構築物	27,934,362	繰延税金負債	868,218
機械装置及び運搬具	2,110,453	退職給付に係る負債	627,565
工具、器具及び備品	613,112	資産除去債務	150,908
土 地	16,246,423	長期預り金	23,749,497
リ ー ス 資 産	301,600	そ の 他	253,909
建設仮勘定	3,649,585	負 債 合 計	37,493,556
無 形 固 定 資 産	221,070	純 資 産 の 部	
そ の 他	221,070	株 主 資 本	27,327,226
投 資 そ の 他 の 資 産	8,639,215	資 本 金	6,053,030
投資有価証券	8,239,363	資 本 剰 余 金	4,730,662
繰延税金資産	273,359	利 益 剰 余 金	18,832,472
そ の 他	126,491	自 己 株 式	△2,288,938
資 産 合 計	66,283,330	その他の包括利益累計額	1,462,546
		その他有価証券評価差額金	1,463,604
		繰延ヘッジ損益	△1,058
		純 資 産 合 計	28,789,773
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	66,283,330

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		22,238,357
売 上 原 価		16,960,092
売 上 総 利 益		5,278,265
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,155,632
営 業 利 益		3,122,632
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	231,602	
そ の 他	52,090	283,692
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,402	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	3,019	
そ の 他	1,135	33,557
経 常 利 益		3,372,768
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	456	456
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	196,254	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	46,303	
災 害 に よ る 損 失	38,352	280,910
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,092,313
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,247,326	
法 人 税 等 調 整 額	△273,997	973,329
当 期 純 利 益		2,118,984
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,118,984

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,053,030	4,730,662	17,097,819	△2,285,910	25,595,602
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△384,331		△384,331
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,118,984		2,118,984
自 己 株 式 の 取 得				△3,028	△3,028
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,734,653	△3,028	1,731,624
当 期 末 残 高	6,053,030	4,730,662	18,832,472	△2,288,938	27,327,226

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	3,531,825	△2,805	3,529,019	29,124,621
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△384,331
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				2,118,984
自 己 株 式 の 取 得				△3,028
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,068,220	1,747	△2,066,472	△2,066,472
当 期 変 動 額 合 計	△2,068,220	1,747	△2,066,472	△334,848
当 期 末 残 高	1,463,604	△1,058	1,462,546	28,789,773

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,793,474	流動負債	10,225,080
現金及び預金	1,821,804	営業未払金	111,364
売掛金	3,151,709	短期借入金	2,530,000
商品	53,421	1年内返済予定の長期借入金	2,103,276
貯蔵品	6,091	未払金	3,348,400
前払費用	78,818	未払費用	950,381
未収入金	24,353	未払法人税等	641,141
その他	657,276	預り金	130,180
固定資産	61,368,742	賞与引当金	115,536
有形固定資産	52,721,952	その他の	294,800
建物	20,977,422	固定負債	27,942,736
構築物	7,349,836	長期借入金	2,444,936
機械及び装置	1,941,956	繰延税金負債	868,218
車両運搬具	66,715	退職給付引当金	555,286
工具、器具及び備品	582,650	資産除去債務	150,908
土地	17,886,727	長期預り金	23,758,397
リース資産	207,044	その他	164,990
建設仮勘定	3,709,599	負債合計	38,167,816
無形固定資産	210,681	純資産の部	
ソフトウェア	196,125	株主資本	27,532,161
施設利用権	14,556	資本金	6,053,030
投資その他の資産	8,436,108	資本剰余金	4,730,662
投資有価証券	8,205,136	資本準備金	4,730,211
関係会社株式	120,000	その他資本剰余金	450
長期前払費用	8,564	利益剰余金	19,037,406
その他	102,406	利益準備金	1,513,257
資産合計	67,162,216	その他利益剰余金	17,524,148
		任意積立金	5,744,173
		特別償却準備金	134,310
		固定資産圧縮積立金	2,149,863
		別途積立金	3,460,000
		繰越利益剰余金	11,779,975
		自己株式	△2,288,938
		評価・換算差額等	1,462,239
		その他有価証券評価差額金	1,463,297
		繰延ヘッジ損益	△1,058
		純資産合計	28,994,400
		負債及び純資産合計	67,162,216

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,520,759
売上原価	16,599,900
売上総利益	4,920,859
一般管理費	1,983,655
営業利益	2,937,204
営業外収益	
受取配当金	531,497
その他の	48,943
営業外費用	
支払利息	29,585
その他の	3,049
経常利益	3,485,009
特別損失	
固定資産除却損	196,254
投資有価証券評価損	46,303
災害による損失	38,352
税引前当期純利益	3,204,099
法人税、住民税及び事業税	1,134,000
法人税等調整額	△231,497
当期純利益	2,301,596

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	
当 期 首 残 高	6,053,030	4,730,211	450	4,730,662	1,513,257	241,979	2,190,038	3,460,000
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩						△107,669		
固定資産圧縮積立金の取崩							△40,174	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△107,669	△40,174	-
当 期 末 残 高	6,053,030	4,730,211	450	4,730,662	1,513,257	134,310	2,149,863	3,460,000

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計						
当 期 首 残 高	9,714,866	17,120,141	△2,285,910	25,617,924	3,531,122	△2,805	3,528,317	29,146,241
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩	107,669	-		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩	40,174	-		-				-
剰余金の配当	△384,331	△384,331		△384,331				△384,331
当期純利益	2,301,596	2,301,596		2,301,596				2,301,596
自己株式の取得			△3,028	△3,028				△3,028
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△2,067,825	1,747	△2,066,078	△2,066,078
当期変動額合計	2,065,109	1,917,265	△3,028	1,914,236	△2,067,825	1,747	△2,066,078	△151,841
当 期 末 残 高	11,779,975	19,037,406	△2,288,938	27,532,161	1,463,297	△1,058	1,462,239	28,994,400

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 よみうりランド
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 和 臣 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 山 誠一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社よみうりランドの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社よみうりランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 よみうりランド
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 和 臣 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 山 誠一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社よみうりランドの2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社よみうりランド 監査役会

常勤監査役	小林利光	Ⓔ
社外監査役	濱邦久	Ⓔ
社外監査役	児玉幸治	Ⓔ
社外監査役	岡田明重	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び当社をとりまく経営環境等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき25円 総額192,151,975円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月19日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役13名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の意思決定と業務執行を迅速に行うため、2名減員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	杉山美邦 (1954年10月11日生)	1978年4月 株式会社読売新聞社入社 2003年6月 株式会社読売新聞東京本社論説委員 2006年6月 同社経済部長 2009年6月 株式会社読売新聞グループ本社執行役員営業担当 株式会社読売新聞東京本社執行役員経理局長 2010年6月 同社取締役経理局長 2011年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役営業担当 株式会社読売新聞東京本社常務取締役経理局長・関連会社担当 2012年6月 同社専務取締役経理局長・関連会社担当 2014年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役西部担当 株式会社読売新聞西部本社代表取締役社長 2015年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役大阪担当 株式会社読売新聞大阪本社代表取締役社長 2017年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役(現任) 当社代表取締役社長経営企画室、管財部担当 2018年1月 当社代表取締役社長(現任) 2018年6月 日本郵便株式会社社外取締役(現任) 2019年6月 日本テレビホールディングス株式会社社外取締役(現任) 日本テレビ放送網株式会社取締役(現任)	3,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>杉山美邦氏は、株式会社読売新聞東京本社において取締役経理局長、常務取締役経理局長・関連会社担当、専務取締役経理局長・関連会社担当を歴任し、株式会社読売新聞大阪本社において代表取締役社長、株式会社読売新聞グループ本社において取締役大阪担当を務めるなど、豊富な経験と実績を有しています。</p> <p>当社においては、2017年6月から代表取締役社長として経営の指揮を執り、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会を適切に運営してきました。</p> <p>このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	なかむらひろし 中村博 (1959年7月24日生)	1983年4月 当社入社 2005年4月 当社総務部長 2010年6月 当社執行役員 2012年6月 当社上席執行役員船橋競馬事業部担当 2014年6月 当社取締役川崎競馬事業部、船橋競馬事業部、船橋オートレース事業部担当 2016年4月 当社取締役川崎競馬事業部、船橋競馬事業部担当 2016年6月 当社常務取締役川崎競馬事業部、船橋競馬事業部担当 2018年6月 当社常務取締役川崎競馬事業部担当 (現任)	1,600株
取締役候補者とした理由 中村博氏は、当社入社以来、主に管財部、公営競技部門に従事し、総務部長、社長室長、船橋競馬事業部長を歴任するなど、当社の業務全般に精通しております。 2014年6月に取締役に就任し、公営競技部門の担当として、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会の運営に携わってきました。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
3	こばやしみちたか 小林道高 (1960年9月18日生)	1983年4月 当社入社 2005年4月 当社管財部長 2010年6月 当社執行役員 2012年6月 当社上席執行役員管財部担当、新規事業推進室副担当 2012年11月 当社上席執行役員健康関連事業部担当、新規事業推進室、遊園地事業部副担当 2014年6月 当社取締役健康関連事業部担当、遊園地事業部副担当 2017年4月 当社取締役総務部副担当 2017年6月 当社取締役総務部担当 2017年10月 当社取締役総務部、広報部担当 2018年6月 当社常務取締役総務、広報担当 (現任)	500株
取締役候補者とした理由 小林道高氏は、当社入社以来、主に管財部、遊園地部門に従事し、管財部長、経営企画室長、新規事業推進室長を歴任するなど、当社の業務全般に精通しております。 2014年6月に取締役に就任し、遊園地部門、総務部、広報部の担当として、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会の運営に携わってきました。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	こし むら よし あき 越 村 好 晃 (1959年8月9日生)	1982年4月 三井信託銀行株式会社入行 2005年6月 三井トラスト・ホールディングス株式会社業務部長 2007年4月 中央三井信託銀行株式会社業務部長 三井アセット信託銀行株式会社業務部長 2009年6月 中央三井信託銀行株式会社新宿西口支店長 2009年7月 同社執行役員新宿西口支店長 2011年2月 同社執行役員不動産営業第一部長 2012年1月 同社執行役員（人事部所管） 2012年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員 2015年4月 同社取締役常務執行役員 2015年6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役常務 執行役員 2017年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役専務 執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 2017年6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社執行役専務 2019年4月 株式会社読売新聞グループ本社顧問 2019年6月 株式会社よみうりサポートアンドサービス代表取締役社 長（現任） 当社常務取締役管財担当（現任）	100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>越村好晃氏は、三井住友信託銀行株式会社において取締役専務執行役員、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社において執行役専務、株式会社読売新聞グループ本社において顧問を歴任するなど、豊富な経験と実績を有しています。</p> <p>当社においては、2019年6月に取締役に就任し、管財部の担当として、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会の運営に携わってきました。</p> <p>このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	きく ち ごう た 菊池剛太 (1959年10月23日生)	1982年4月 日本テレビ放送網株式会社入社 2004年6月 同社報道局ニュース編集企画部長 2005年6月 同社総合計画室総合広報部長 2006年7月 同社秘書室総合広報部長 2008年7月 同社情報エンターテインメント局次長 2012年6月 同社情報エンターテインメント局長 2012年12月 同社情報カルチャー局長 2014年6月 同社グループ戦略室出向局長 株式会社日テレ7代表取締役社長 2016年6月 日本テレビ放送網株式会社事業局出向局長 2018年6月 当社顧問 当社取締役遊園地事業副担当 日本テレビ放送網株式会社人事局出向専任局長 2019年6月 当社取締役遊園地事業企画担当(現任)	100株
取締役候補者とした理由 菊池剛太氏は、日本テレビ放送網株式会社において報道局ニュース編集企画部長、総合計画室総合広報部長、秘書室総合広報部長、情報エンターテインメント局長、情報カルチャー局長を歴任し、株式会社日テレ7の代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しています。 当社においては、2018年6月に取締役に就任し、主に遊園地事業本部の企画担当として、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会の運営に携わってきました。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
6	さい とう たか みつ 斎藤孝光 (1963年1月29日生)	1986年4月 株式会社読売新聞社入社 2010年5月 株式会社読売新聞東京本社広告局部長 2012年6月 同社経済部長 2014年6月 同社編集局次長 2018年6月 株式会社読売新聞グループ本社社長室次長 2019年6月 当社顧問 当社取締役遊園地事業担当(現任)	100株
取締役候補者とした理由 斎藤孝光氏は、株式会社読売新聞東京本社において広告局部長、経済部長、編集局次長、株式会社読売新聞グループ本社において社長室次長を歴任するなど、豊富な経験と実績を有しています。 当社においては、2019年6月に取締役に就任し、遊園地事業本部の担当として、当社の業績の向上に功績を残すとともに、取締役会の運営に携わってきました。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	<p>かとう 加藤 かん 奂 (1939年7月18日生)</p>	<p>1989年6月 京王帝都電鉄株式会社取締役 1993年6月 同社常務取締役 1998年6月 株式会社京王プラザホテル代表取締役社長 2002年6月 京王電鉄株式会社代表取締役副社長 2003年6月 同社代表取締役社長 2008年6月 当社社外取締役(現任) 2009年6月 京王電鉄株式会社代表取締役会長 2015年6月 同社取締役相談役 2017年6月 同社相談役(現任)</p>	500株
<p>社外取締役候補者とした理由</p>			
<p>加藤奂氏を社外取締役候補者とした理由は、鉄道事業会社代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に生かしていただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。</p>			
8	<p>やまぐち 山口 とし かず 一 (1957年3月4日生)</p>	<p>2011年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役社長室長・コンプライアンス担当 株式会社読売新聞東京本社常務取締役広報・コンプライアンス担当 2012年6月 同社専務取締役広報・メディア担当 2014年6月 株式会社読売新聞グループ本社専務取締役経営本部長・広報担当 2015年6月 同社代表取締役経営主幹・東京担当 株式会社読売新聞東京本社代表取締役社長(現任) 2016年6月 株式会社読売新聞グループ本社代表取締役社長(現任) 株式会社読売巨人軍取締役広報担当 2017年6月 当社社外取締役(現任) 2018年7月 株式会社読売巨人軍取締役オーナー(現任) 2019年6月 日本テレビホールディングス株式会社社外取締役(現任) 日本テレビ放送網株式会社取締役(現任)</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由</p>			
<p>山口寿一氏を社外取締役候補者とした理由は、新聞社代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識を生かして、当社経営に適切に助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	村岡彰敏 <small>むら おか あき とし</small> (1956年7月4日生)	2014年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役経理担当 株式会社読売新聞東京本社取締役経理局長・関連会社担当 2015年6月 同社常務取締役経理局長・関連会社担当 株式会社読売巨人軍監査役(現任) 2016年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役経営管理担当 株式会社読売新聞東京本社専務取締役経理局長兼総務局長・関連会社担当 2017年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役社長室長、経営管理、コンプライアンス、広報担当 株式会社読売新聞東京本社専務取締役総務局長、関連会社、不動産、コンプライアンス、広報、オリンピック・パラリンピック担当 2018年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役経営管理担当 株式会社読売新聞東京本社取締役副社長・総務局長・関連会社担当 2019年6月 当社社外取締役(現任) 日本テレビホールディングス株式会社社外監査役(現任) 日本テレビ放送網株式会社監査役(現任) 2019年9月 株式会社読売新聞グループ本社取締役副社長経営管理担当(現任) 株式会社読売新聞東京本社代表取締役副社長・総務局長・関連会社担当(現任)	0株
社外取締役候補者とした理由 村岡彰敏氏を社外取締役候補者とした理由は、新聞社経営者としての経験と幅広い見識を生かして、当社経営に適切に助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
10	<p>※ みぞ ぐち たけし 溝 口 烈 (1958年6月5日生)</p>	<p>1983年4月 株式会社読売新聞社入社 2006年2月 株式会社読売新聞東京本社広報部長 2007年5月 株式会社読売新聞グループ本社社長室次長兼法務部長 2008年6月 株式会社読売新聞東京本社編集局次長兼社会部長 2012年6月 同社執行役員編集局総務 2014年6月 同社取締役編集局長 2015年6月 同社常務取締役編集局長 2016年6月 同社専務取締役編集局長 2017年6月 株式会社読売新聞グループ本社取締役大阪担当(現任) 株式会社読売新聞大阪本社代表取締役社長(現任)</p>	0株
<p>取締役候補者とした理由 溝口烈氏は、株式会社読売新聞東京本社において取締役編集局長、常務取締役編集局長、専務取締役編集局長を歴任し、株式会社読売新聞大阪本社において代表取締役社長、株式会社読売新聞グループ本社において取締役大阪担当を務めるなど、豊富な経験と実績を有しています。 こうした経験や見識を踏まえ、当社の企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
11	<p>※ まち だ しげ き 町 田 茂 樹 (1965年3月11日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2010年6月 当社経理部長 2016年6月 当社執行役員 2017年4月 当社執行役員健康関連事業部担当、遊園地事業本部副担当 2018年6月 当社上席執行役員経理担当 2018年10月 当社上席執行役員経理、関係会社担当(現任)</p>	300株
<p>取締役候補者とした理由 町田茂樹氏は、当社入社以来、主に管財部、社長室に従事し、経理部長、総務部長を歴任するなど、当社の業務全般に精通しております。 2016年6月に執行役員、2018年6月に上席執行役員に就任し、主に健康関連事業部、経理部の担当として、当社の業績の向上に功績を残しております。 このような実績から、更なる企業価値の向上を担うに相応しいと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 3. 取締役候補者 加藤 隼、山口 寿一、村岡 彰敏の各氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 取締役候補者 加藤 隼、山口 寿一、村岡 彰敏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 加藤 隼氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
 6. 山口 寿一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 7. 村岡 彰敏氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 8. 加藤 隼、山口 寿一、村岡 彰敏の各氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役4名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の役員体制を勘案し、コーポレート・ガバナンスの実効性が引き続き確保できると判断したため1名減員し、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	こ だま ゆき はる 児 玉 幸 治 (1934年5月9日生)	1989年6月 通商産業事務次官 1993年6月 商工組合中央金庫理事長 2001年7月 財団法人日本情報処理開発協会会長 2007年4月 株式会社東京ドーム社外監査役 2007年11月 一般財団法人機械システム振興協会会長 2008年6月 当社社外監査役(現任)	0株
	社外監査役候補者とした理由 児玉幸治氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はないものの、法人その他の団体において重要な役職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。		
2	おか だ あき しげ 岡 田 明 重 (1938年4月9日生)	1997年6月 株式会社さくら銀行取締役頭取 2001年4月 株式会社三井住友銀行取締役会長 2002年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長兼株式会社三井住友銀行取締役会長 2005年6月 株式会社三井住友銀行特別顧問 2006年6月 ダイセル化学工業株式会社(現株式会社ダイセル)社外取締役 2010年4月 株式会社三井住友銀行名誉顧問(現任) 2012年6月 当社社外監査役(現任)	0株
	社外監査役候補者とした理由 岡田明重氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営者としての幅広い経験、見識により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	※ 塚田信由紀 (1962年2月24日生)	1984年4月 株式会社読売新聞社入社 2012年7月 株式会社読売新聞東京本社監査部長 2014年6月 同社経理局次長 2016年7月 同社総務局次長 2017年6月 株式会社読売新聞西部本社執行役員総務局長 2019年6月 同社執行役員総務局長・関連会社担当(現任)	0株
社外監査役候補者とした理由 塚田信由紀氏を社外監査役候補者とした理由は、株式会社読売新聞東京本社において監査部長、経理局次長、総務局次長を歴任し、主として経理部門に関する豊富な経験、見識を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。			

- (注) 1. ※印は新任監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 監査役候補者 児玉幸治、岡田明重、塚田信由紀の各氏は、社外監査役候補者であります。
4. 監査役候補者 児玉幸治、岡田明重の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、塚田信由紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 児玉幸治氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
6. 岡田明重氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
7. 児玉幸治、岡田明重の両氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は両氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、塚田信由紀氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者小林利光氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
小林利光 (1956年1月5日生)	1979年4月 当社入社 2002年10月 当社経理部長 2007年6月 当社執行役員経理部担当 2009年6月 当社上席執行役員経理部担当 2010年6月 当社取締役経理部担当 2012年6月 当社常勤監査役(現任)	800株
補欠監査役候補者とした理由 小林利光氏を補欠監査役候補者とした理由は、同氏が長年当社の経理・財務業務を担当し、また、当社常勤監査役の経験を通して、財務及び会計に関する知見を有しているためであります。		

- (注) 1. 小林利光氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 小林利光氏は現在、当社の常勤監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区後楽1丁目3番61号

東京ドームホテル 地下1階 天空 TEL 03 (5805) 2111 (代表)



- J R 中央線・総武線：水道橋駅東口徒歩2分
- 都営地下鉄三田線：水道橋駅A2出口徒歩1分
- 都営地下鉄大江戸線：春日駅6番出口徒歩6分
- 東京メトロ丸ノ内線・南北線：後楽園駅2番出口徒歩5分

株式会社よみうりランド

〒206-8566 東京都稲城市矢野口4015番地1

TEL 044 (966) 1131



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。